



民法（債権法）改正の要点 4

渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士



9 債務不履行の責任

(1) 不確定期限における履行遅滞

新法は、債務者が不確定期限の到来の事実を知らなくても、期限到来後に履行の請求を受けた時から履行遅滞の責任を負うことを明文化しました（新法412条②）。

(2) 履行の不能

新法は、債務の履行が不能であるときは、債権者はその債務の履行を請求することができないことを明文化しました（新法412条の2①）。

契約成立時に履行不能であった場合、判例は契約を無効であるとしていますが、新法は判例を変更し、契約成立時に履行不能であっても契約は無効とならず、履行不能によって生じた損害につき賠償請求することは妨げないとしました（新法412条の2②）。

履行遅滞中に当事者双方の責めに帰することができない事由によって履行不能となったときは、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなされます（新法413条の2①）。

(3) 受領遅滞

受領遅滞とは、債務の履行につき債権者の協力

を要する場合に、債務者が履行の提供をしているにもかかわらず、債権者がその受取を拒んだり受け取ることができないため履行が遅延することをいいます。

受領遅滞の場合、債務者は履行の提供をした時から引き渡しをするまでの間は自己の財産に対するのと同じの注意をもってその物を保存すれば足りると解されており、新法はこれを明文化しました（新法413条①）。

受領遅滞中に当事者双方の責めに帰することができない事由によって履行不能となったときは、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなされます（新法413条の2②）。

(4) 債務不履行による損害賠償

履行不能であるときや契約解除によって債務が消滅した場合に、債権者は債務の履行に代わる損害賠償請求をすることができると解されていますが、新法はさらに債務者が履行拒絶の意思を明確に表示したときや債務不履行による契約の解除権が発生したときも債務の履行に代わる損害賠償請求ができるとしました（新法415条②）。

(5) 損害賠償の範囲

債務不履行による損害賠償の範囲について、旧法は特別の事情によって生じた損害であっても「当事者がその事情を予見し、又は予見することができたとき」は損害賠償請求できるとしていますが、新法は「当事者がその事情を予見すべきであったとき」は損害賠償請求できるとしました（新法416条②）。

(6) 過失相殺

旧法は、「債務の不履行に関して債権者に過失があったとき」裁判所はこれを考慮して損害賠償の責任及びその額を定めるとしていますが、新法は、「債務の不履行又は損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があったとき」に改めました（新法418条）。

(7) 代償請求権

債務の履行不能の原因により債務者が債務の目的物の代償物や代償となる権利を取得した場合、債権者が債務者に対しその代償物や代償となる権利を求めると解されており、新法はこれを明文化しました（新法422条の2）。

10 債権者代位権

(1) 債権者代位権とは

債権者は、自己の債権を保全するため債務者の第三者に対する権利を債務者に代わって行使することができ、これを債権者代位権といいます（旧法423条）。

(2) 代位行使の範囲

旧法は、被代位権利を行使することができる範囲について規定を置いていませんが、新法は判例を明文化し「被代位権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、被代位権利を行使することができる」としました（新法423条の2）。

(3) 直接の引渡し

旧法は、被代位権利を行使した結果、目的物を誰が受領するか、債権者が直接自己に引き渡すよう求めることができるかについて規定を置いていませんが、新法は判例を明文化し「被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる」としました（新法423条の3）。

(4) 債権者代位権の転用事例

債権者代位権は責任財産保全の制度であることから、本来債務者が無資力であることが代位行使の要件になります。しかし、判例は甲乙丙と順次不動産の所有権が移転したときに、丙の乙に対する登記請求権を保全するため、乙の甲に対する登記請求権を代位行使することを認めており、このような場合は債務者の無資力は代位行使の要件とされません。

新法は、このような債務者の責任財産保全を目的としない債権者代位権の転用事例を法制化し、「登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を行使しないときは、その権利を行使することができる」としました（新法423条の7）。

11 詐害行為取消権

(1) 詐害行為取消権とは

債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができ、これを詐害行為取消権といいます（旧法424条①）。「債権者を害する」とは、その行為によって債権回収の原資となる債務者の総財産が減少して、債権者が十分な満足を得られなくなるとをいいます。受益者又は転得者がその行為又は

転得の時に債権者を害すべき事実を知らなかったときは詐害行為取消は認められません。

(2) 破産法上の否認権との関係

詐害行為取消権は破産手続における否認権と類似の制度ですが、詐害行為取消権の対象とされても否認権の対象とされないといった不整合が生じることから、新法では次のような行為について特別の規定を置き、否認権との整合がとられています。

- 1) 債務者が相当の対価を得てした財産の処分行為（新法424条の2）
- 2) 特定の債権者に対する担保供与行為及び対価均衡のとれた債務消滅行為（新法424条の3）
- 3) 過大な代物弁済など対価的均衡を欠く債務消滅行為（新法424条の4）

また、破産法上受益者が善意である場合には転得者に対して否認権を行使することができないとされているところ、新法は受益者が善意でなく、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合に限り、転得者に対しても詐害行為取消請求をすることができることとしました（新法424条の5）。

(3) 詐害行為取消の範囲

旧法は、詐害行為取消の範囲については規定を置いていませんが、新法は判例を明文化し「債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消を請求することができる」としました（新法424条の8①）。

(4) 直接の引渡し

旧法は、詐害行為取消請求をした後、金銭の支払または動産の引渡しを求めるときには、債権者が債務者ではなく自己に直接支払、引渡すよう求めることができるかについて規定を置いていませんが、新法は判例を明文化し「債権者は、…受益者に対してその支払又は引渡しを…自己に対して

することを求めることができる」としました（新法424条の9）。

(5) 詐害行為取消の効果

旧法は、詐害行為の取消しは全ての債権者の利益のためにその効力を生ずるとしてはいますが、この効力が債務者に及ぶかについては規定を置いていません。新法は判例を変更し、詐害行為取消請求を認容する確定判決は、訴訟当事者のほか「債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する」としました（新法425条）。判決の効力が及ぶ債務者が訴訟に参加する機会を保証するため、新法は「債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない」としました（新法424条の7②）。

(6) 受益者と債務者の関係

旧法は、詐害行為取消後に受益者が債務者に対し反対給付の返還を請求できるかについて規定を置いていませんが、新法は判例を変更し「受益者は、債務者に対し、その財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる」としました（新法425条の2）。

一方で、債務者の受益者に対する弁済などの債務の消滅に関する行為が詐害行為として取り消された場合、受益者が債務者から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の債権者に対する債権は原状に復することとしました（新法425条の3）。

(7) 詐害行為取消権の期間の制限

旧法は、詐害行為取消の原因を知った時から2年、詐害行為時から20年経過したときは時効によって詐害行為取消権は消滅するとしていましたが、新法は債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知ってから2年、行為の時から10年を経過したときは詐害行為取消の訴えを提起することができないとしました（新法426条）。